

2012年 1月

お客様各位



感染症発生時の補償範囲についてのお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は日本実験動物協同組合の活動に格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、私たち実験動物生産業者は、病原性微生物の感染症発生防止に関して、平素より特段の注意をはらいつつ実験動物の生産を行っております。特に SPF 動物を生産・販売する生産業者では、病原性微生物感染がお客様に多大なご迷惑をおかけすることばかりか、自らも存亡の危機に追い込まれることにもなりかねないことから、感染症の早期発見のためのモニタリングにつきましては、ことに注力して実施している次第です。しかしながら、病原性微生物の感染を防ぎきることは、なかなか難しいというのが実情です。当組合では、SPF 動物の生産に従事している組合員に対して、これまで以上に、感染症発生防止に関する啓発活動を実施し、感染症防御技術の向上ならびに発生時のお客様への被害を最小に止めるべく感染症発生時の迅速な対応の徹底に努めたいと考えております。

このようなもと、SPF 動物としてお届けした動物が病原性微生物に感染していた場合の補償範囲について、当組合の特に規模の小さい事業者の存続を図る上でも、補償に対する考え方を下記のようにご案内させていただきたいと思います。

何卒ご高配の上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 感染症発生時の補償範囲

- ① 納品検収後、生産者側に起因すると思われる問題が生じた場合は、その当該動物のみ補償の対象とさせて下さい。
- ② 補償の対象は、動物の代替または代金の返金のみとさせていただき、損害賠償についてはご容赦下さい。

2. 補償範囲の限定をお願いする理由

- ① 感染症発生防止については最大限の努力をしておりますが、感染症の発生を完全に防ぎきることは難しいと言われております。
- ② 定期微生物モニタリングで、特に感染初期を捉えるのは大変困難であると言われております。
(微生物モニタリングの限界)
- ③ 定期微生物モニタリングは対象コロニーの全数検査ではございませんので、出荷した動物個々のSPFを保証する事はできないと言われております。

3. 検疫のお願い

納品検収後は一定期間、他の動物と隔離して飼育していただくようお願い申し上げます。